

覚醒剤原料研究者指定証提出届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証を提出します。

年 月 日

住所

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年	月	日
研 究 所	所 在 地						
	名 称						
処 分 を 受 け た 日							